

独立行政法人緑資源機構の見直し当初案について

平成19年9月10日
農 林 水 産 省

独立行政法人緑資源機構の見直しの基本的考え方

緑資源機構の業務

緑資源幹線林道事業

○全国7圏域において、森林整備のための林道網の骨格となる幹線林道を整備(全国32路線、全体計画2013kmに対し残事業700km)

水源林造成事業

○森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において、水源林造成を推進(これまで全国45万haの植栽を実施、今後6万haを計画)

特定中山間保全整備事業

○中山間地域において、水源林造成と一体として農用地の保全・整備を実施(全国3区域で実施中)

農用地総合整備事業

○農用地及び土地改良施設等の整備を実施(これまで全国20区域で実施、H20年度以降残6区域)

海外農業開発事業

○海外における持続可能な農業農村開発に資する調査等を実施

見直しの基本的考え方

緑資源機構

→ 19年度限りで組織廃止

緑資源幹線林道事業

→ 独法事業としては廃止
〔 地方公共団体の判断により必要な区間について 〕
補助事業として実施

※負担金等の債権債務については、経過措置法人(森林総合研究所を予定)が承継

水源林造成事業

→ 経過措置法人(森林総合研究所を予定)が実施
(執行の透明性、効率性を徹底)

国有林野独法へ
事業を承継

特定中山間保全整備事業

→ 経過措置法人(森林総合研究所を予定)が実施
(農林道等について計画を見直し)

農用地総合整備事業

→ 経過措置法人(森林総合研究所を予定)が実施

海外農業開発事業

→ 国際農林水産業研究センター(予定)が実施
(執行の透明性、効率性を徹底)

実施中事業の
終了段階で廃止

国有林野事業

→

22年度独法化・
一般会計化